

< 論文概要 >

植民地朝鮮における総督府の宗教政策

——抑圧と懐柔による統治——

日本による植民地朝鮮支配も植民地の文明化の名のもとに実施された。しかし、歴史と伝統文化をもった社会を植民地として統治する際、合意に基づいた支配体制を採択したとしても、そこには支配者への抵抗が絶えず、両者の間には緊張関係が生じる。そもそも植民地支配の方針には「抑圧」、「懐柔」、「放任」などの政策がとられる。「抑圧策」とは植民地当局が植民地の人々に対して武力を用いて抑えることである。これは最も赤裸々な植民地支配策である。「懐柔策」は植民地民の中に「協力」勢力を生み出して、支配に抵抗する勢力を解体し、無力化することである。「放任策」は、懐柔策をもってしても容易に統制できない場合、手を付けずにそのままにしておくことで、コストのかからない植民地の自治を想定して行なわれる植民地支配政策である。そうした植民地支配における抑圧、懐柔、放任といった政策のありようが、最も顕著にあらわれるのが植民地における宗教政策である。植民地に対する宗教政策を検討することは、植民地支配の本質を明らかにする大きな手がかりとなる。

本研究は、日本の植民地支配における放任・抑圧・懐柔の重層的な施策が宗教政策の上に最も鮮明にあらわれたことに着目し、一九〇五年の韓国保護から一九四五年までの朝鮮総督府による宗教政策を歴史的に検討し、その実態と特徴を解明することを課題にしている。植民地朝鮮においては、仏教団体、欧米の宣教活動に由来するキリスト教団体、そして朝鮮固有の宗教団体が入り混じっていた。それゆえ、日本の対植民地朝鮮への宗教政策は欧米の植民地宗教政策よりさらに複雑に展開されたことが想像されよう。

植民地朝鮮における従来の植民地宗教政策の研究は、対象とする宗教ごとに、また、時期ごとに偏りが見られる。韓国学界においては、民族運動史の立場から三・一運動などを主導したキリスト教や「宗教類似の団体」に関する研究が盛んに行われたが、神社に関する研究はあまり行なわれず、神社が言及されてもキリスト教界の神社参拝への反対運動との関連で取り扱われてきた。それに対して日本の学界では一九三〇年代以後の農村問題をめぐる研究が多く、神社に関する研究も進んでいる。しかし、従来の研究は、諸宗教に対する個別的な研究にとどまり、朝鮮において日本の行なった宗教政策の全体像を把握することは残された課題であった。この課題にたいし、本研究では研究対象とする宗教に、総

督府が公認した神道、仏教、キリスト教はもちろん、「宗教類似の団体」とされた非公認宗教も含めて分析した。そのさい、朝鮮における宗教政策の全体像を描くために、五つの時期区分を設け、仏教、キリスト教、儒教、非公認宗教、そして神社政策の順で分析した。

すなわち、第一章では、保護期から併合直後の「寺刹令」の発布までの総督府による仏教統制を取り扱った。とくに、諸宗教の中で仏教を中心に据えたのは、日本の仏教界が他の宗教宗派よりも早く朝鮮布教に着手し、朝鮮の植民地化に至るまで積極的に活動していたこと、また総督府が併合直後に速やかな朝鮮仏教界の統制を行なったからである。具体的には、一九一一年の「寺刹令」の発布によって総督府は朝鮮仏教界の統制を行ない、三十本山、住持(=住職)制度をもって朝鮮仏教界に総督府への協力勢力を生み出した。

第二章で扱った一九一〇年代は、キリスト教の急成長にたいし総督府の対策が大きく揺れ動いた時期である。日本国内で内務省が主導した「三教会同」と、朝鮮版大逆事件として知られている「一〇五人事件」に着目し、総督府による朝鮮のキリスト教抑圧策から懐柔策への転換過程を考察した。

具体的には、一九一一年の寺内総督暗殺未遂事件と称された「一〇五人事件」によって、総督府がキリスト教を弾圧していることが欧米に伝えられたため、日本政府は、キリスト教弾圧という印象を払拭するために一九一二年、内務省主導の「三教会同」を開催した。一九一五年に総督府は「布教規則」を発布してキリスト教に関する位置付けを明確にし、キリスト教対策としては、一方的な抑圧策だけではなく、日本のキリスト教団体を支援して朝鮮のキリスト教を牽制するという懐柔策をも取り入れるようになったことを明らかにした。

第三章では一九二〇年代に朝鮮の儒教勢力による独立請願運動——「第一次儒林団事件(=巴里長書事件)」、「対日本長書事件」、「第二次儒林団事件」——などに着目して、朝鮮総督府が展開した儒教政策を取り扱った。

具体的には、三・一運動後、文化政治を掲げた総督府が、地方の郷村社会で影響力をもっていた朝鮮の儒林勢力を懐柔の対象にしたことを論じた。三・一運動以前の総督府の儒教政策は、「義兵」運動の主導勢力であった儒林抑圧のために儒教施設の監督を強化した。抑圧されてきた儒林は三・一運動に刺激されて「第一次儒林運動」、「対日本長書事件」などの独立請願運動を行なった。これに対して総督府は、儒林勢力の結束を崩し、総督府の新施政を宣伝するために、協力的な儒林団体の支援・育成という懐柔策を展開、地方儒林組織の崩壊と儒林勢力の無力化は「第二次儒林団事件」で明白となった。

第四章では総督府の旧慣制度調査事業に注目し、調査結果が、一九三〇年代に展開された

総督府による朝鮮の民間信仰と非公認宗教の統制に用いられたことを論証した。

具体的には、一九三〇年代、朝鮮農村社会の解体が深刻な問題になり、朝鮮人口の八割以上を占める農民層の離村が急増、農民は主に「北鮮」・「満州」・「内地」などへ移住した。このような状況下、総督府は、民衆の日常生活とかかわっていた非公認宗教が海外からの危険思想流入の通路になることを防ぐため、その実態の把握に着手した。非公認宗教団体に関する調査事業は民衆の精神世界を把握し、秘密組織のような非公認宗教をあぶり出すためにも必要であった。総督府嘱託村山智順などによる調査結果は、非公認宗教の肯定的な側面も指摘していたが、総督府の施政に反映されたかぎりでは、非公認宗教の教義における革命性を問題にして非公認宗教の分裂・抑圧を強化するために用いられた。

第五章では、日中戦争勃発後に行われた宗教政策として総督府が植民地朝鮮に神社を積極的に導入・拡大していく過程を追究した。

具体的には、一九二五年の朝鮮神宮の設立から始まる神社施設につき、日本敗戦までのその後の神社政策を追究した。朝鮮での本格的な神社導入は南次郎総督期に始まる。当初、総督府は、日本国外の神社はあくまでも在外邦人のためのものであり、植民地の人々にはすぐに受け入れられないと判断していた。しかし、日中戦争勃発後、総督府は神社規則を改正し、朝鮮における神社制度の基盤を形成、全国に神社増設を展開した。この時期、朝鮮軍は陸軍特別志願兵制の導入のため、朝鮮における宗教状況を調査し、総督府の宗教政策に対する見直しを提起した。その結果、総督府は神社規則を改正し、神社を本格的に導入・増設するようになった。神社増設に当たって総督府は、新羅・百済と日本の交流をあらわす神話などを利用し、神社を通して祭神の代理者＝総督による朝鮮統治を正当化していったのである。

以上のように、本研究は植民地期の朝鮮で行なわれた朝鮮総督府の宗教統制政策——寺刹令による仏教懐柔、三教会同を境としてキリスト教への抑圧策から懐柔策への転換、儒林の懐柔、非公認宗教団体への抑圧強化、神社増設——を順次に考察した。この検討を通じて明らかになったのは、保護期から神社増設までの総督府の宗教政策が抑圧策と懐柔策とを用いた「複線的」「重層的」なものであったことである。統監府の対宗教(仏教)放任・懐柔策から、併合後には諸宗教(非公認宗教を含む)への抑圧策に移行し、これに懐柔策が並行していたのである。こうした仏教、キリスト教、儒教および儒林、非公認宗教に対する総督府の政策は総督府への協力者を獲得するためのもので、懐柔が必要とされたのである。日本固有の神社については在留日本人にのみ関係するものとされ、総督府が神社信仰を植民地民に本格的に強制するのは一九三六年の神社規則の改正後のことであった。

本研究では植民地支配の上で大きな意味を占める宗教政策を全体的にとらえることに意を注いだ。これは従来に関連分野の研究において欠けていた視点である。総督府が宗教政策の上で展開した抑圧策と懐柔策は、日本の朝鮮支配を人間の内面にまで及ぼしたばかりか、今日に至るまで宗教団体内部に分裂の影を落としている。植民地期の宗教統制問題を検討すべき現代的意義の一つはここにある。